

平成30年度第1回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	平成30年4月10日(火)
招集場所	米子市役所 401会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	1番 足立寛隆委員 3番 井田時夫委員 4番 伊塚定弘委員 5番 遠藤泰三委員 6番 大太勇三委員 7番 大縄敬次委員 9番 公本英夫委員 10番 小西淳一委員 11番 角力委員 12番 高西史郎委員(会長) 13番 高橋敦美委員 14番 田中豊委員 16番 中本公平委員(会長職務代理) 17番 森中喜輝委員 18番 矢倉篤實委員 19番 吉澤一誠委員
欠席農業委員	2番 泉新一委員 8番 木村美紀委員
出席推進委員	佐々木知俊委員 小林秀美委員 大塚清徳委員 岩佐清志委員 西村茂春委員 松本裕三委員 池口稔委員 高西早苗委員
事務局	宅和事務局長 日浦係長 河野主幹 山本主幹 高田主幹
傍聴人	なし
日 程	1 農地法各条申請地現地調査 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の指名 4 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について

オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答
について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (8) 県農業会議会議員の事務報告
- (9) その他

議事開始 午後2時30分

議長（高西会長）

それでは、第1回農業委員会総会を開きます。

それでは、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

議長（高西会長）

それでは、議席番号1番の足立委員と、本当なら2番の泉さんですが欠席ですので、議席番号3番の井田委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、泉委員、木村委員です。

議長（高西会長）

それでは、審議に入ります。3ページ議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4ページ番号1の淀江町今津について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

番号1の淀江町今津について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人の希望により、贈与で農地を取得するものであります。取得後の経営面積について少し説明いたします。21ページをお願いします。21ページの番号4-23と22ページの4-28に記載があります、利用権設定面積、合計19アールと今回の贈与による利用権設定予定面積11アールと自作面積18アールを合計して48アールとなります。許可日は、利用権設定と同日の5月1日を予定しています。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項の各要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議をお願いします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

池口推進委員

1番の議案について説明します。本件は淀江町今津の田で、一筆1,111平方メートルの農地について、贈与を行うものです。譲渡人は相続した農地について、今後、営農しない意向につき、贈与を行うこととなったとのこと。今回の贈与により、これで譲渡人の農地所有はありません。許可要件については、特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

この人は学校の先生で農業はされたことはありません。土地をたまたま持っておっただけです。もらえる〇〇さんは、前農業委員でしたけど、親戚関係ですわ。で、無償であげるといことです。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

足立農業委員

親戚っていわれますけど、関係は。

池口推進委員

昔の親戚です。今じゃないですよ、昔の。

足立農業委員

はい、ありがとう。

議長（高西会長）

他に。

大太農業委員

こういう時の贈与するときの登記のお金とかは、どちらが負担するのか。

池口推進委員

今回のケースは、もらう方が払います。無償でもらう方が。

大太農業委員

話し合いではなくて。

議長（高西会長）

普通は、譲った方もらった方の両方が負担します。今回は、受けた方が、自分が全部持つということですね。

そうしますと異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号2の下新印について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

番号2の下新印について説明します。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲渡人の希望により、譲受人が売買で農地を取得するものであります。譲渡人は以前より、どなたか農地を買ってくれる方を地元でも探していたとのことで、今回、譲受人が見つかり、承諾されたとのことであります。取得後の経営面積は、159aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項の各要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議をお願いします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから報告をお願いします。

森中農業委員

本件は、下新印の田、2筆の合計2、267平方メートルの農地で、売買を行うものです。説明のとおり、譲渡人さんが高齢者のために耕作ができないということで、以前から受けてくれる方を探しておりまして、今回、譲受人さんが見つかったとのことです。譲受人さんは江府町の方であります。聞き取りしたところ、当分は耕作及び管理を行うとのことですが、先々は、貸付したいとの考え方であるようで、売買を行うということでもあります。親類や知り合いも近隣に多いようで、機械を借りることも可能とのことで、耕作も大丈夫かと思われま。現在も現地を見ましたら、耕作されてきちんと農地であるということを確認したところです。以上から、許可要件については問題ない

と思われまのでよろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

ないようでしたらお話しさせていただきますが、特に地元の委員さんは、先ではあるいは機構を通じてどなたかに受けていただくのかどうか分かりませんが、1年間はどうされるのかよく見といていただきたいと思ひますので、地元委員さんよろしくお願ひします。事務局も注意をするように。

他にありませんか。

そうしますと採決をしたいと思ひます。異議のない方は挙手をお願ひいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて、番号3の大袋について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

番号3の大袋について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人の希望により、譲受人が売買で農地を取得するものであります。取得後の経営面積は155aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項の各要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議お願ひします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願ひします。

遠藤農業委員

大塚推進委員から説明してもらいます。

大塚推進委員

番号3の大袋について説明します。本件は、大袋の田、1筆2, 919平方メートルの農地についての売買を行うものです。現地等につきましては、遠藤農業委員さんと双方で現地確認をしております。今回の売買について、双方が近所同士とのこととして、売買の理由については、譲渡人がまだ勤め人でもあるわけですが、譲渡人のトラクターがこのたび故障したため、耕作が一番不便な遠い田んぼについて、譲受人に相談し、売買を承諾してもらったとのこと。また譲受人さんは、現在退職されていて農業機械、トラクター、コンバイン、田植機等を所有されております。この田んぼは昨年もちきちんと作付されており、許可要件については、特に問題ないと思われまのでよろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、5ページ議案第2号をお願いします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

議長（高西会長）

それでは6ページ番号1の石井について審議いたします。それでは、担当委員さんから説明をお願いします。

遠藤農業委員

石井の件につきまして、成美の岩佐推進委員と現地を確認しておりまして、問題はありますが、詳細は岩佐推進委員から説明していただきます。

岩佐推進委員

1 番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は石井の田で、面積は2.09平方メートルです。申請者は、近くにある、〇〇の駐車場が不足しているため、申請地に貸駐車場として計画をしたものです。なお、本申請は隣接の農地を平成30年3月の総会で、審議していただき、許可申請は適当である旨の意見をいただきましたが、1筆申請漏れがあったため、このたびの申請に至っております。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意も確認しました。申請地は、住宅用・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内であるため、第3種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願ひします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

それでは番号2の尾高について審議いたします。それでは、担当委員さんから説明をお願ひします。

中本農業委員

2 番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は尾高の田2筆で、面積は180.53平方メートルです。申請人は、このたび息子夫婦と同居するにあたり、離れなどを改装して住居スペースを増やす計画としていますが、そうしますと、駐車スペースなどが不足するため、今回、自己所有農地2筆の一部を駐車場などの宅地拡張として計画したものです。隣接耕作者の同意書、上市実行組合からの排水同意書は確認済です。土地改良区について、申請地は該当ありません。申請地は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。開発許可は、尾高地区につき、都市計画区域外ですので、不要であることを確認してひます。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願ひします。こないだも尾坂さんと見に行きましたら、既に改装の方は始まっており、同居するにあたって、駐車スペースは必要であることを確認してひます。以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

吉澤農業委員

市街化調整区域というのがありますが、尾高とか淀江というのは都市計画区域外ということですが、調整区域なのですか。調整区域という縛りはないのですか。

事務局（宅和局長）

伯仙地区につきましては、市街化調整区域も市街化区域などの都市計画区域の枠に入っていない都市計画区域外ということになりまして、都市計画のなかに調整区域と市街化区域があるということです。線引きのない都市計画区域も淀江のようにありますが、伯仙地区につきましては、米子市に合併した時点から、ずっと都市計画区域に入っていないということでございます。

吉澤農業委員

これは、今のは別にして、だんだんインターが出来て場所が良くなってきているし、淀江の佐陀も都市化が進んできている。農業委員会の管轄ではないのですけど、ああいったのは、どこが見直してみたいなことをするのですか。

事務局（宅和局長）

都市計画審議会、都市創造課のほうだと思います。市だけではなく県もからんでおりますが。

中本農業委員

今、吉澤委員が言われたように、やはりそういった面で当地区においては、いろんな懸念性があるわけでございます。ですからこのあと、4条、5条の案件でも出ますし、現地を見ていただいたとおりでございまして、そういったことも若干懸念し、場所が良いというか、宅地になるような要因があると思います。その一方で農地を守るのかということ、なかなか農地も守りきれない、非農地でございますので、逆に

離れてしまうと耕作放棄地になる可能性もありますし、なかなか三位一体難しいところがありますので、今後はそういったことも自治会等も巻き込んだ格好で、地区としてはどういった格好、農地を守ることは守らなければならないし、都市計画のことも付随して考えていかなければならないという思惑はあるわけでございます。どこでそういった調整をとるのかということも、これから審議の課題にもっていかなければと考えております。

議長（高西会長）

それなら次回からはそのようにお願いします。

続きまして、番号3の。

事務局（宅和事務局長）

すみません、採決をお願いします。

議長（高西会長）

すみません、さっきの説明でご意見ありませんか。

田中農業委員

都市計画の用途変更は非常に大事だと思うが、審議会に農業委員会の関係者がメンバーに入っているのですか。

議長（高西会長）

私が入っています。都市創造課に来ていただいて、その辺をどんなふうにしているのか、調整区域とかね、1回勉強する機会を作ったらなど考えていますが、どうですか。

田中農業委員

是非ともお願いしたいです。

議長（高西会長）

それなら、時期を見て担当課と打ちあわせしてみようと思います。その時には、また参加していただいて勉強していただきますようお願いいたします。

議長（高西会長）

そうしますと他にないですか。

それでは、採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

それでは番号3の尾高について審議いたしますが、関連がありますので、5条許可申請の11ページから12ページ、番号8から番号11までを合わせて審議したいと思います。それでは、担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

申請者は議案のとおりです。申請地は、尾高の田、1筆で面積は339平方メートルです。転用の目的は進入路の設置となります。なお、都市計画区域外ではありますが、市の規格道路に沿ったものを計画しておりまして、今後、市に寄付する予定としています。ここは、元々は4名で共有する2,033平方メートルの1筆の農地でありまして、このあと、関連する5条の8番から11番で説明いたしますが、分筆して隣接地は、住宅敷地として5条転用する計画であります。隣接耕作者はありません。大本坊実行の排水同意は確認しております。土地改良区については該当ありません。申請地は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。開発許可は、尾高地区につき都市計画区域外ですので、不要であることを確認しています。

続きまして、5条の説明に移ります。11ページと12ページをお願いいたします。

議長（高西会長）

11ページから番号8から11まで。

中本農業委員

続いて5条の説明に入ります。11ページから8番、9番、10番、11番の議案についてまとめて説明させていただきます。これは、現地調査をしたところですので。お配りしている土地利用計画図面の10ページをご覧ください。申請者は全て議案のとおりです。先ほどの4条3番の土地に全て隣接する申請であります。申請地は全て尾高の田1筆ずつ、面積は8番が182平方メートル、9番が243平方メートル、10番が307平方メートルとなります。全て自己住宅の計画となります。8番の申請人は、日吉津村でアパート住まいしていますが、家族も増えたため、自己住宅を建築しようとするものです。9番の申請人は、松江市でアパート住まいしていますが、勤め先が安来市であるため、ICに近く通勤に便利なこの土地に、自己住宅を建築しようとするものです。10番の申請人は、淀江町でアパート住まいしていますが、このたび、両親との2世帯自己住宅を建築しようとするものです。11番について説明します。これは9番と10番の所有者で共有する進入路の申請であります。車などを転回する用地がどうしても少なくなる構造となっているため、今後のことを考え、持ち分共有での申請を選択したとのこと。8番から11番の申請4件とも周辺は申請者の農地以外なく、隣接耕作者の同意書は不要であります。大本坊実行組合からの排水同意書は全て確認済です。土地改良区について、申請地は全て該当ありません。申請地は、全て宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。開発許可については、伯仙地区につき、都市計画区域外ですので、不要であることを確認しています。転用について問題はないと思われますので、よろしく申し上げます。

足立農業委員

白い部分は、将来は。

中本農業委員

恐らくそういった格好で地主さんの方が予定のようです。最終的には、地主さんとの間ではそういった計画があるように聞いております。

足立農業委員

楽しみがあるわけですね。わかりました。

議長（高西会長）

いい値段がする。面積が小さいけど。

吉澤農業委員

8番・9番というのは土地利用計画図のどこかに該当するのですか。8番というのはどれに該当するとかあるのですか。

中本農業委員

ひとつ前の図面に書いてあります。

議長（高西会長）

今後、こういうことがないように統一して。わかりやすいように。

はい、他にご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、7ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、8ページ番号1の二本木について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

1番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は二本木の田で、面積は1,019平方メートルです。申請者は、

現在利用している従業員の駐車場が、従業員の増加に伴い手狭となったために、修理場の仮駐車場にも利用することもあることから、現在の駐車場の隣接地である申請地に、駐車場の整備を計画されたものです。箕蚊屋土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。従業員の駐車場ということで、転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

説明終わりましたが、何かご意見、ご質問はありませんか。

足立農業委員

はい。駐車場ということですが、これくらい大きくなってくると駐車場ではなくして、車の売買のための車の置き場になるのですか、違いますか。

森中農業委員

置き場というのも駐車場の一連として申請するというのでいいのではないのでしょうか。

足立農業委員

駐車場といたら、普通は、車が入り出すところで、まあ売買するのも変わりますが、売買のための置き場と往来するためのものと駐車場と。

森中農業委員

車置き場も駐車場ではないのでしょうか。車庫がということなら別だけでも。

足立農業委員

我々は、ずっと前から駐車場、駐車場とあれしていますけど。

森中農業委員

駐車だろうと従業員の車だろうと、車を置くということは、駐車ということには変わりがないと思う。

議長（高西会長）

いや、それは違います。わたしは商売を35歳の時からやっています。廃車したやつや、あまり動かさないようなやつは、それは、車両置き場というね。ただ、駐車場や車両置き場ということで法的にどうこうないと思うけども、通常、駐車場は出入りする、廃車したやつを置くっていうのは、車両置き場っていつて届け出したりします。

森中農業委員

それは、足立さん、事務局に申請が出てきますわね。事務局がそういった判断をどう考え方で受けるかということだ。

足立農業委員

その説明を。

事務局（山本主幹）

今回の転用案件については、事業計画に従業員の駐車場が手狭になったということが記載されており、申請書にも駐車場と書かれていますので、申請どおり駐車場で転用が出ていますと報告させていただいています。

議長（高西会長）

山本君。申請が出たときには、駐車場か普通の企業ではあまりないとは思いますが、特に相手がディーラーの時は廃車したやつやいろいろな車を置いているわけだから、受付の時に聞くのも大事なんじゃないかなと、そういうこと。

事務局（宅和局長）

さきほど転用計画の計画書を見ましたら、従業員の駐車場として利用するというので出ておりますので、この度は従業員の駐車場ということで。展示車両を置くとか売買用の車両を置く場合には、通常、車両置き場として申請されるものと思われま

議長（高西会長）

そんな具合で、駐車場でいいそうです。

他にご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号2の大崎について、担当委員さんをお願いします。

矢倉農業委員

2番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は大崎の田で、面積は1,342平方メートルです。譲り渡し人は〇〇に住んでいて、親が〇〇の方なのですが、相続された方が管理に困られていて、できたら売りたいなということでございまして、その話を聞いた事業者が買わせてもらってということで、申請地に太陽光発電施設の建設を計画したものです。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。申請地は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われま

議長（高西会長）

何か、質問・ご意見ありませんか。

あの、雨水は地下浸透だったと思いますが、周囲は畑ではなく田んぼかな。除草は、買われた人は。

矢倉農業委員

買われた人は、錦海町の人です。

議長（高西会長）

わかりました。太陽光は今いろいろ問題が出ていて、一番問題になっているのは、ここは地下浸透ということで。問題は排水、フェンス、これは子供さんが入って感電してもいけないし、日吉津のやつはフェンスもなくて問題になったが、それからもう一つは住宅の近くにあることから、温度が2度くらい上がるということ。特にパネルの向き方によっては、相当酷いトラブルが起きている。もう一つは、他にもいろいろありますが、台風でパネルが飛んでしまって、きちんと片付けられればいいけども、片付けられないということも。それから、まあ、個人の方だからこんなことはないかもしれないが、3割くらいの事業者が破たんしてしまって、とんずらしてしまって、どこにいるかわからないということがある。パネルの中には水銀や鉛などの重金属が入っておりましてね、簡単に撤去できないし、撤去しても、特殊なところで処理しなければならないので、現場から他の所に持っていくにも、コンクリート殻にしろ材料にしろ、置くときには仮置きの手続きがあるが、パネルは簡単に許可がおりんわけです。そんなことが良く解ったうえで後からトラブルが起きないように。一番我々が考えなければならぬのは、隣地の農家の人が耕作するときに、農地に影響があって耕作に影響が出ることがないように、農地を守ることが仕事ですから、その辺は十分に気を付けて審議しないといけないと思います。その辺はどうですか。

矢倉農業委員

この計画をする前に、太陽光を設置する施工業者が私のところに来まして、こうこうこうして太陽光を設置したいと。設置する業者が地元の方でして、下手なことはできないし、過去にも1000近い太陽光の設置をした経験があるということで、まあ、その辺については、きちんとした、台風がきても飛ばないようにとか、数年後にトラブルが起きないように、そのことも考えて設置をいたしますと私のところに来ましたので、それを信用するしかないなというふうに思っております。

議長（高西会長）

地元の人ならいいようにするかもしれない。たとえば、同意書は隣地の方ですか、それとも自治会とか実行組合なのか。

矢倉農業委員

実行組合です。

角農業委員

ちょっと補足します。たまたまこれ私の家の下のほうでして、内浜産業道路とソフトバンクの間の干拓虫の生息地で、このあたり昔の水田跡で全部放棄してありまして、今何もない状況です。ここは実行組合もほとんどタッチしていないところですし、自治会長の了解ももらっていて、隣といっても隣もまったく放棄していて、地主もおらんようなところばかりで、隣地の許可もなしで。

足立農業委員

その件ですけども、作られる人が業者と言われましたよね。ある程度経験がないとだめなんですから、その人はエネルギー庁から出た、3割もの人がばんざいしていると、それではいけないなということで、一冊いろんな注意事項を書いたものを。それに合うようにするとOKということになりますから、それちょっと確認してください。

矢倉農業委員

要するに、中国電力に申請してその後、通産省の方がそれに基づいて許可して今ここに至ったということのようです。

足立農業委員

それだったら良いですけど。それまでに、昔はOKOKと言ったのですが、最近では中電の許可をもらわないと。

遠藤農業委員

きちっともらわれているならいいじゃないですか。進めましょう。

議長（高西会長）

今、話をされているのに、止めるわけにもならんが。

矢倉農業委員

私の聞いた施工業者が言うには、そういう過程で申請してOKをもらっているので、申請後に、5条申請をしましたというふうに言ったものだから、まあそれなら20年後ですから、トラブルがないようにやって欲しいということで。

議長（高西会長）

まあ、いろいろあったらまたトラブルが起きた時には、中に入ってお世話を。また困った時には相談していただいたらまた。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、9ページ、番号3の夜見町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

西村推進委員

3番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は夜見町の田で、面積は1,041平方メートルです。申請者は、通勤など交通量の多い申請地に、コンビニエンスストアの出店を計画したものです。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。夜見町〇〇・〇〇の農地につきましては、住宅用・公共施設等が連たんしている区域内にある農地であるため、第3種農地に該当します。夜見町〇〇・〇〇の農地につきましては、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当します。開発許可についても、見込みがあることを確認しております。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

ちょっと事務局に聞いてみるけど、この坪〇〇円というのは月か、賃料。月かと思うけども。

事務局（山本）

はい、月です。記入ミスです。失礼しました。

議長（高西会長）

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号4の河崎について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

大縄農業委員

申請者は議案のとおりです。申請地は河崎の畑・田で、面積は1,972平方メートルです。当法人は、高齢者向け住宅建築をするため臨時駐車場として一時転用をしておりましたが、建物の建築後も職員、入所者の駐車場が不足しているため、申請地に駐車場の整備を計画したものです。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。申請地は、500メートル以内に河崎口駅がある農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、10ページ番号5の車尾南1丁目について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

吉澤農業委員

現地調査で見ていただいたところです。詳細は地元の推進委員の大東さんの方からお願いします。

大東推進委員

5番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は車尾南一丁目の田で、面積は489平方メートルです。申請人は、申請地の隣接地で、〇〇を開設していますが、患者さんや従業員も増えてきており、駐車スペースが不足しているため、駐車場の整備を計画したものです。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。申請地は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号6の車尾南1丁目について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

吉澤農業委員

先程言いましたが、現地調査で見ていただいたところです。詳細は地元の推進委員の大東さんの方からお願いします。

大東推進委員

6番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は車尾南一丁目の田で、面積は317平方メートルです。申請人は、家族5人でアパート住まいをしておりますが、いつまでもという訳にもいかず、将来のことも考え、申請地に住宅の建築を計画したものです。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。申請地は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当します。開発許可についても、見込みがあることを確認しております。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号7の高島について委員さん、説明をお願いします。

森中農業委員

7番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は高島の田で、面積は495平方メートルです。申請者は、〇〇として鉄骨造り2階建てを建設予定ですが、前回、隣接地である所有者より土地の提供をいただきましたが、残りの土地についてもどうかと相談があり、従業員並びに社員数増員も含め、進入路および駐車場活用として必要な駐車スペースを確保できることから、申請地に駐車場の整備を計画したものです。隣接耕作者の同意、箕蚊屋土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。申請地は、ほかの農地区分に該当しない農地で、小集団の生産力の低い農地であるため第2種農地に該当します。転用について問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、13ページ議案第4号をお願いします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

16ページ番号4-1を審議します。関係者の大縄委員の退席を求めます。

(大縄委員退席)

事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

失礼いたします。それでは、利用権設定各筆明細について説明いたします。16ページ番号4-1は、再設定です。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。大縄委員の着席を求めます。

(大縄委員着席)

続いて、番号4-2から4-3を審議します。関係者の吉澤委員の退席を求めます。

(吉澤委員退席)

事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

番号4-2及び番号4-3は、再設定です。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

田中農業委員

ちょっとすみません。契約期間が1年というのは、これはなぜですか。

事務局（河野主幹）

相対ですので、ご本人たちが1年契約でということでおられ、割と相対は短めというところがあります。特に田なので、畑と違って割と短めが多いように感じております。

田中農業委員

相対は1年が多いですか。

事務局（河野主幹）

1年を毎年される方もおられますし、あまり長くない感じが感覚としてあります。

議長（高西会長）

田中委員さん、多分こうだと思っすわ。相対で1年というのはねえ、土地が売れたときにややこしいから1年というのと、もう一つは、水田は大体1年ということだね。それから機構を通じますとねえ、長くなりますけども、最低3年か。

事務局（宅和事務局長）

最低は特に決まっておられません。

議長（高西会長）

機構の場合は5年から10年、長い場合は30年。

何か他にありませんかいね。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。吉澤委員の着席を求めます。

(吉澤委員着席)

続いて番号4-4から23ページ番号4-33までを一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

番号4-4は、再設定です。番号4-5及び番号4-6は、借受人の希望による貸付です。17ページ番号4-7は、再設定です。番号4-8は、貸付人が農業をやめることによる貸付です。番号4-9は、再設定です。18ページ番号4-10及び番号4-11は、再設定です。番号4-12は、借受人の希望による貸付です。番号4-13は、再設定です。19ページ番号4-14及び番号4-15は、借受人の希望による貸付です。番号4-16は、再設定です。番号4-17は、貸付人の希望によるものです。番号4-18及び20ページ番号4-19は、借受人の希望による貸付です。番号4-20は、借受人の希望による貸付です。番号4-21は、再設定です。番号4-22は、貸付人が高齢化による経営縮小による貸し付けです。21ページ番号4-23は、貸付人が高齢化による経営縮小による貸し付けです。番号4-24は、再設定です。番号4-25は、貸付人が耕作不便で、低生産のため貸し付けるものです。番号4-26及び4-27は、貸付人が高齢化による経営縮小による貸し付けです。22ページ番号4-28は、貸付人が高齢化による経営縮小による貸し付けです。番号4-29から23ページ番号4-32は、再設定です。番号4-33は、貸付人の希望によるものです。以上番号4-4から4-33は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

ちょっと、事務局に聞いてみるけど、借地料がね、3千円とか5千円とか1万円とかあるけど、改良区の賦課金は地権者が払うようになっているか、それとも借受人が払うようになっているかどっち。

事務局（河野主幹）

個々には確認しておりませんが、おそらく貸付人と借受人で話し合いをされて決めておられると思うのですが。

議長（高西会長）

それは、払う人もあるし、払わん人もあるわけか。

池口委員さん聞いてみるけど、淀江は。あら、帰ってしまわれたか。それならわかりました。

角農業委員

米川土地改良区の場合はですねえ、組合員は地主ですので、希望としては、貸付料の中には賦課金をプラスしてくださいよと言っています。反当2,800円ですので、3,000円以上はもらってくださいよと案内はしております。

議長（高西会長）

ちょっと、余分な事で、また遠藤さんに叱られるかもしれんけど、わたし、淀江土地改良区の理事長をしているけど、28年度までは賦課金の未収金がなかったけど。29年度は、43万円の未収金がありました。それで、淀江土地改良区は、10アール当たり5千円なものですので、250万、約20パーセントが未収金で、これは大変なことになると思って、この間総会で問題が色々あって、未収金が名前は言いませんでしたけども、43万で今後こんな事がでてこないだろうかと心配しているって言ったら、まあ一人の方は二日後に支払われましたけど、まあ一人は。それから、淀江白浜土地改良区では、賦課金が1万2千円で、全国で3番目位。それで今、約1.5から2ヘク位、機構を通じて借り手に見てもらっても、1万2千円の負担金がネックで借りてもらえないと思います。かんがい施設もきちっとなくなっていますが、中々ちょっと。それでどうしてかな、と思って聞いてみたのです。わかりました。

何か他にご意見ありませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、36ページ議案第5号を。

事務局（宅和事務局長）

すみません。25ページをお願いします。

議長（高西会長）

ああ、すみません。25ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号4-1から29ページ4-20まで一括して審議します。
事務局説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

先ず、申し訳ありませんが、枠の上にアスタリスクマークがありまして、取得理由A B C Dとありますが、申し訳ありません、Aの地権者の意向は12件とあるのは、11件が正しいので訂正をお願いします。

それではご説明します。25ページ番号4-1から34ページ番号4-42まで番号欄鍵括弧内に中間管理権取得理由が記載されています。Aは地権者の意向で11件、Bは相対の契約から中間管理権への移行で30件、Cはございません。Dは期間満了による更新で1件です。番号4-1から番号4-20まで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ご意見ありませんか。

それでは、採決します。異議のない方は挙手をお願いします。

挙手多数で決定いたします。

続いて番号4-21を審議します。関係者の矢倉委員の退席を求めます。

（矢倉委員退席）

事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

番号４－２１は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

何か、ご意見ありませんか。

それでは、採決します。異議のない方は挙手をお願いします。

挙手多数ということで決定いたします。矢倉委員の着席を求めます。

（矢倉委員着席）

続いて番号４－２２から３４ページ番号４－４２までを一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

番号４－２２から３４ページ番号４－４２までは、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

何か、ご意見等ありませんか。

それでは、採決します。異議のない方は挙手をお願いします。

挙手多数ということで決定いたします。

続きまして、３６ページ、議案第５号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、３７ページ番号１から４３ページ番号１５までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

37ページ番号1は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。38ページ番号2から番号6は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。39ページ番号7は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。40ページ番号8は、新規就農者で富ますシルクファームから独立し、ほ場も富ますシルクファームが耕作していた所を引き継がれるようです。番号9から番号12は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。41ページから42ページの番号13は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。番号14及び43ページ番号15は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

番号1から番号15までの選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（日浦係長）

報告いたします。46ページをお願いします。農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、4件を受理しています。

次に、47ページから49ページの農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、12件を受理しています。

次に、50ページの農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、6件を受理しています。

次に、51ページから52ページの非農地転用現況証明について、7件を証明しています。

次に、53ページの農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、米子市に対して1件を回答しています。

次に、54ページから55ページの農地転用現況確認書交付について、5件を交付しています。

次に、56ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、1件を証明しています。報告は以上です。

議長（高西会長）

（鳥取県農業会議会議員の事務報告）

事務局（宅和事務局長）

本日お配りしました、事務連絡をお開きください。

先ず、資料1として県内の農地転用許可の状況報告をお配りしています。

次に、2番として臨時総会の開催についてとしております。日程としては、4月24日、火曜日、午後1時30分から、旧市役所603会議室で行います。

議案は、農地法第5条の許可申請の2件です。場所は、奥谷と淀江町中間の太陽光発電施設設置の案件です。一旦、3月総会の議案に載せましたが、地元との調整が必要とのことで、取り下げてもらった案件です。正式な招集については、別途通知させていただきますので、よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

もうしまいましょう。

閉　　会　　午後4時35分